



ひとり親世帯(給付金(ひとり親世帯分)を受取済み)でない方へ

子育て世帯生活支援特別給付金 のご案内

子育て世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します!

1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

① 令和3年3月31日時点で
18歳未満の児童(障害児の場合、**20歳未満**)
を養育する父母等
(※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

② {
■ 令和3年度**住民税(均等割)が非課税**の方
または
■ 令和3年1月1日以降の収入が急変し、
住民税非課税相当の収入となった方

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

■ 支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

* お問い合わせは、下記までご連絡ください。

■ 制度の詳細に関するお問い合わせはこちら

厚生労働省コールセンター

0120-811-166

(受付時間:平日9:00~18:00)

■ 具体的な手続きに関するご相談はこちら

草津市役所 子ども家庭課

TEL:077-561-0188 (給付金専用)

FAX:077-561-6780

(受付時間:平日8:30~17:15)



3.給付金の支給手続き

I. 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 対象者には、市からお知らせを郵送します。
- ▶ **7月9日(金)**に、令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給している口座に振り込みます。

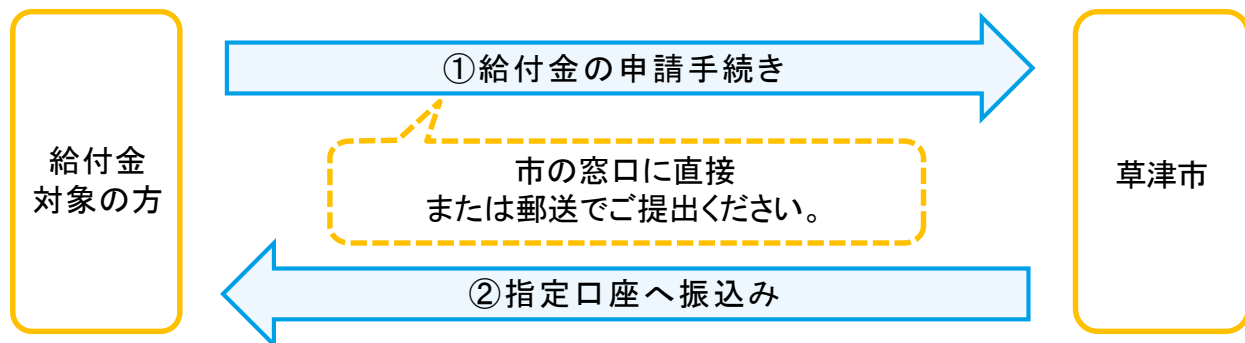
【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、市までご連絡ください。
- ※ 児童手当または特別児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出るおそれがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きが必要です。市までご連絡ください。
- ※ 転入等により課税状況の確認が必要な方や、現在、何らかの事情で児童手当が停止されている方は、受給資格を確認できてからご案内をお送りします。

II. 上記以外の方(例: 中学校修了後の児童のみを養育している方、収入が急変した方)

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに市の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。

申請書はこちら



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。